

人事行政の運営等の状況

人事行政・職員給与の公表

市民のみなさんに、市職員の定員、給与などの状況をお知らせして、行政の公平性と透明性を高め、より適正な人事行政の運営に努めます。（市ホームページに詳細な情報を掲載していますのでご覧ください）

1 職員の採用・退職・職員数

(1) 採用 (平成21年4月1日)

一般職	技能労務職	合計
7人	0人	7人

一般職の採用には、三重県教育委員会からの着任3人を含む

(2) 退職 (平成20年度)

定年退職	定年前早期退職	普通退職	合計
15人	2人	2人	19人



(3) 部門別職員数

部門	区分	職員数 2(各年4月1日現在)		対前年増減数
		平成20年	平成21年	
一般行政部門	議会	5	5	0
	総務	103	109	6
	税務	20	20	0
	衛生	120	116	4
	衛生	26	28	2
	農林水産	20	19	1
	商工	4	4	0
	土木	27	24	3
特別行政部門	小計	325	325	0
	教育	70	57	13
	小計	70	57	13
公営企業等会計部門	水道	16	15	1
	下水道	7	8	1
	その他 1	17	18	1
	小計	40	41	1
合計		435	423	12

- 1 国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業の担当部門
- 2 一般職に属する職員で教育長を含む

(4) 定員適正化計画の数値目標

すでに、平成21年4月1日の時点で職員数を423人まで縮減し、目標数値を達成しています。

計画期間		縮減数	縮減率
平成17年4月1日(始期)	平成22年4月1日(終期)		
453人	428人	25人	5.5%

(5) 一般行政職 1の級別職員数の状況 (平成21年4月1日現在)

区分 2	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	部長	0人	0.0%
7級	部長、次長、課長(3)	9人	3.4%
6級	次長、課長(3)、特命監、参事	46人	17.5%
5級	課長(3)、特命監、参事、課長補佐	75人	28.5%
4級	主幹、主査、主任	42人	16.0%
3級	主任、主事	68人	25.9%
2級	主事	20人	7.6%
1級	主事	3人	1.1%

- 1 税務職、保健師、福祉職(保育士など)、教育職、企業職および技能労務職を除いた職
- 2 いなべ市の給与条例に基づく給料表の級区分
- 3 室長、所長、局長を含む

2 職員の給与

(1) 人件費 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(平成20年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考) 平成19年の人件費率
平成20年度	45,427人	196億6,574万円	18億7,452万円	34億743万円	17.3%	18.8%

市長の給料・議員の報酬が含まれる

(2) 職員給与費 (普通会計決算)

区分	職員数 1	給与費				1人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成20年度	394人	15億1,880万円	2億3,437万円	6億5,910万円	24億1,229万円	612万円

1 平成20年4月1日現在で公営企業等会計部門・教育長を除いたもの 2 退職手当は含まない(千円以下切り捨て)

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額・平均給与月額

一般行政職 (平成21年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額 1	平均給与月額 2
いなべ市	44.1歳	353,157円	396,473円
三重県	42.8歳	353,145円	456,376円
国	41.5歳	325,521円	-

技能労務職 (平成21年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額 1	平均給与月額 2
いなべ市	50.2歳	235,010円	241,663円
三重県	46.6歳	340,797円	395,490円
国	42.9歳	285,548円	-

- 1 各職種の職員の基本給の平均
- 2 給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものの

(4) 初任給 (平成21年4月1日現在)

区分	一般行政職 初任給	
	大学卒	高校卒
いなべ市	178,800円	149,800円
三重県	178,800円	144,500円
国	172,200円	140,100円

(5) 経験年数別・学歴別平均給料月額 (平成21年4月1日現在)

区分	経験年数			
	10年	15年	20年	20年
一般行政職	大学卒	266,200円	308,525円	368,100円
	高校卒	該当なし	277,600円	該当なし

(6) 期末手当・勤勉手当

区分	平成21年度支給割合	加算措置	1人当たり平均支給額(企業職除く・平成20年度)
期末手当	2.75月分	職務の級による役職加算措置 5~15%	169万4千円
勤勉手当	1.4月分		

(7) 地域手当

平成21年4月から平成22年3月まで職員の地域手当の支給を停止し、人件費の抑制措置を行っています。

平成20年度支給率	平成21年度支給率
3%	0%

(8) その他の手当

その他の手当には、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職特別勤務手当、宿日直手当、単身赴任手当・退職手当があります。

(9) 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等(減額後)	
	市	長
給料	市長	950,000円(902,500円 1)
	副市長	750,000円
報酬	議長	495,000円(470,250円 2)
	副議長	420,000円(399,000円 2)
	議員	390,000円(370,500円 2)
期末手当 3	市長	4.15月分(21年度支給割合)
	副市長	
	議長	3.35月分(21年度支給割合)
副議長		
退職手当	市長	月額給料×在職月数×41.6/100
	副市長	月額給料×在職月数×25.0/100 (任期毎に支給)

- 1 5%の減額(平成21年4月~平成22年3月)
- 2 5%の減額(平成21年4月~平成21年11月)
- 3 給料月額等の15%の加算措置あり

3 職員の分限・懲戒処分

(1) 分限処分 (平成20年度)

分限処分は、勤務実績がよくない場合や、心身の故障のためにその職務の遂行に支障がある場合など、その職に必要な適格性を欠く場合、職の廃止などにより公務の効率性を保つことを目的としてその職員の意に反して行われる処分のことです。

免職	降任	降給	休職(心身の故障)
0人	0人	0人	4人

(2) 懲戒処分 該当職員 0人 (平成20年度)

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務での規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職・停職・減給・戒告の4種類があります。

問員弁庁舎 職員課 T74-5825 F74-5851